

計画変更の手続きについて

計画変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手する前に
計画変更の確認済証の交付を受けてください

1. 提出書類 以下の書類を提出してください。

書類名 ※1	部数※2	備考
<input type="checkbox"/> 連絡票	1	
<input type="checkbox"/> 計画変更確認申請書（建築物 規則4号様式）第1面～6面	2	
<input type="checkbox"/> 建築計画概要書（規則3号様式）	1	
<input type="checkbox"/> 委任状（代理者が申請する場合）又はその写し	1	※3
<input type="checkbox"/> 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（写）	1	
<input type="checkbox"/> 付近見取図	2	
<input type="checkbox"/> 配置図	2	
<input type="checkbox"/> 計画変更項目一覧表	2	
<input type="checkbox"/> 計画変更の床面積算定表	1	
<input type="checkbox"/> 計画変更する部分の変更前（マーカ一等で色分け）・変更後の図面	2	
<input type="checkbox"/> 変更に係わる図書（構造計算書等）	2	※4 ※5
<input type="checkbox"/> 適合判定通知書（写）・構造計算適合性判定申請書及び図書（副本）	1	※6

※1 正本に添える設計図書は、設計者の記名が必要です。

※2 同意を求める消防によっては、別途消防用図書が必要な場合があります。

※3 当初の確認で、計画変更確認も含めて委任されている場合は、その委任状の写しで構いません。

※4 総合設計、地区計画等の許可・認定の変更については、事前に特定行政庁と相談し、必要な手続きを行ってください。（公開空地、建物の位置、緑地等の許可・認定等に関する条件の変更についても同様。）

※5 駐車場条例の適用を受ける計画で、附置義務駐車施設概要書の記載内容に変更がある場合は、附置義務台数や設置台数に変更がなくても、変更後の附置義務駐車施設概要書を提出してください。
（例えば、床面積の変更により附置義務台数算定式に変更がある場合など。）

※6 構造計算適合性判定を要する場合は、適合判定通知書が交付され次第提出してください。

2. 手数料について

- 直前の確認を当財団から受けた建築物の計画変更の場合（移転する場合を除く）は、当該計画変更に係わる部分の床面積の2分の1（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の床面積を用いて算定します。
- 以下の審査を含む場合は、確認検査業務手数料規程に基づき別途手数料が加算されます。
（①～④については認定書等が添付される場合を除く。）
 - 階避難安全検証法・全館避難安全検証法・耐火性能検証法・防火区画検証法に関する審査
 - ルート2確認検査員による審査
 - 限界耐力計算及びそれと同等の構造計算（エネルギーの釣合いに基づく耐震計算、告示免震等）に関する審査
 - 特定天井に関する審査
 - 既存建築物の構造耐力に関する審査（増築等の場合）